

火災予防に係る規制の合理化に関する議論（想定される論点一覧）

1 規制体系の再編・簡明化	
前回までの検討におけるご意見等	法制的手当ての検討に際し想定される議論
(1) 規制全般に関する総論 ○ 消防用設備等の出荷時における認証から、使用時における点検等まで、引き続き消防法においてきめ細かく担保することが重要。 ○ 現行規制について、実情を踏まえ、不断の見直しを行っていくことが必要。 ・ 火災の原因を究明し、その結果の積み重ねにより、防火対策を継続的に見直していく仕組みが必要。 ・ 現行の消防関係規定による種々の防火対策について、効果の検証が必要。優良な建物にとって過剰な規制となっていないか精査すべき。 ・ 防火管理と、新たに制度化された防災管理は、事務の簡素化のため手続きを一本化すべき。	○ 現行の規制体系に基づく防火水準、火災被害の軽減効果についてどう評価するか。今後、どのような分野に重点的な手当てが求められるのか。 【資料 3－3 ①】建物火災をめぐる状況の変化 ○ 現行の規制体系は、防火体制などのソフト面、消防設備などのハード面について、各種の体制整備、品目等ごとに個々に要件を定めて並列的に義務づける方式をとり、また、過去の大火災ごとに新たな制度を積み重ねてきた結果、極めて複雑化しているのではないかと。 【資料 3－3 ②】現行消防法令の規制体系の概要 ○ ソフト面の対策とハード面の対策を通常の規制体系とは異なる形で組み合わせ、必要な防火性能を確保する方式を一層幅広く許容していく必要があるのではないかと。 【資料 3－3 ③】消防長等の判断による消防用設備等の技術基準の適用除外 ○ 複雑化した規制体系を各施設の用途・規模に応じて求められる防火性能のレベルを軸に再構築し、簡明化を目指す場合、具体的にどのような体系に移行することが考えられるか。 【資料 3－3 ④】消防法令の規制体系の再編・簡明化のイメージ

○ 消防法だけでなく、建築や福祉等の関係法令による対策も含めた防火安全性や、推進方策を考えるべき。 例えば、社会福祉施設等における消防用設備等の整備については、消防法上の義務とならない場合を含め、補助金等の対象とすべき。 (2) 火災保険等との関係 ○ 海外では火災保険のリスク評価等を通じて防火水準を担保している国も多いが、我が国では引き続き法規制中心でいくのかどうか。 ○ 火災保険のリスク評価を国内で展開しようとする場合、技術的な課題として、統計的に有意な評価基準を見出すことができるかという点あり（特に、国内実績の少ない小規模な建物）。 (3) 最小規模の事業所と一般住宅との関係 ○ これまで大規模施設中心の対策だったが、中小規模まで対象としないと火災による死者は減らせない。 ○ 昨今の高齢者施設における火災への対応を考えることが重要。 ○ 最近、住宅と社会福祉施設の区分が明確でなくなっており、住宅を利用した新たな形態の施設等が増加していることへの対応が必要。 ○ 一般住宅は自己責任で対応することが基本。	○ 地域主権改革が進められる中で、国の消防法令に基づく規制体系と、地方公共団体における条例制定権や運用面での裁量等との関係をどう考えるか。 【資料3－3⑤】消防用設備等に関する条例規制等 ○ 建築、福祉分野等との連携を図る上で、法制上手当てが求められる局面として、どのような場合が考えられるか。 (例)・建築基準と消防用設備等の基準の相互関係 ・福祉分野等における第三者評価・表示制度との連携 ○ 火災保険のリスク評価等を通じて防火水準を担保することについて、事業所及び行政側のニーズ、保険関係者の実施体制はどうか。 【資料3－3⑥】海外における火災保険と防火対策の関係 ○ 小規模事業所と一般住宅との間の線引きについて、現行の消防法令上の取扱いをどう評価するか。 【資料3－3⑦】小規模事業所に対する消防法令の適用 ○ 平成16年の消防法改正による住宅用防災機器の設置義務化と、小規模事業所における消防用設備等の設置基準との関係についてどう考えるか。 【資料3－3⑧】一般住宅と社会福祉施設等における火災警報設備の基準
--	--

○ 一般住宅への住宅用火災警報器の設置義務化がなされている現状から考えると、300㎡未満の小規模な旅館・ホテル等について火災警報器の設置義務化を検討すべき。 (4) 大規模・高層の建築物に係る問題 ○ 極めて大規模で高層の建築物では、構造・用途も複雑化。例えば、地下接続している2つの棟は1棟扱いされるが、その場合に「スプリンクラー設置は階単位」、「火災報知設備は全館鳴動」等の原則を貫徹するのは不合理。 [大規模部会におけるご意見]	○ 多種多様な大規模・高層建築物等については、例えば規制の適用単位などについて、個々の建築物等の特性を評価して特別な取扱いを講じることができる枠組みが必要ではないか。 【資料3-3⑨】消防法上の規制の適用単位とその運用
--	---

2 「規格による規制」から「防火性能を満たす多様な手法の容認」へ	
前回検討会におけるご意見等	法制的手当での検討に際し想定される議論
○ 性能規定（ルートB）や大臣認定（ルートC）が未だ十分には利用されていない要因について、民間の意見を聞きながら整理することが必要。 ○ 実務的には仕様規定の方が使い勝手がよい面がある（→ルートBやルートCがあまり利用されていない要因の1つ）ので、仕様規定の有効性向上が先にあるべき。 ○ 性能規定化の検討で得られた知見を仕様規定にフィードバックしていく必要。 ○ 民間規格の活用等も考えられる。	○ 例えば建築基準法の規定を参考に、求められる防火性能に関する規定を基本に据え、現行の規格規定は一つの「例示」と位置づけることとしてはどうか。 【資料3-3⑩】他法令における性能規定化の例 ○ 平成15年消防法改正後の性能規定（ルートB）や大臣認定（ルートC）が十分に活用されていない理由は何か。 ○ 消防用設備等として通則（ルートA・B）に規定されていない新たなシステム一般や、機械器具に関する従来規格の品目区分を超えた新製品について、迅速・円滑に審査し、認証できる枠組みが必要ではないか。 【資料3-3⑪】現行消防法令上の性能規定の適用範囲等

3 消防用機器等に関する公的認証制度等のあり方	
前回検討会におけるご意見等	法制的手当ての検討に際し想定される議論
(1) 公的認証制度のあり方 ○ 性能規定や大臣認定を実効性のある制度するためには、検定機関等の役割もあるのではないかな。 ※ 「公益法人事業仕分け」（平成22年5月）において、以下の点について指摘 - 検定事業：「見直し」（自主検査の導入、実質的な民間参入ができるよう見直しを行う：日本消防検定協会。） - 鑑定事業：「廃止」（設置義務のない消火器は検定、すべての住宅に設置義務のある住宅用火災警報器の方は鑑定となっており、制度上矛盾。製造業者による自主検査の拡大を検討するという意味で鑑定制度は廃止：日本消防検定協会。） ○ 設備の設置対象等は国内の社会的合意で決めればよいが、規格や認証制度は国際的な視点が必要。	○ 性能規定化を幅広く進める場合、消防用機器等に限らず、施設単位の防火性能の評価も含めた広範な認証の仕組みが必要になるのではないかな。 ○ 現行の消防用機器等に関する基準・規格、公的認証に関する制度の体系についてどう評価するか。 - 消防法17条に基づく「消防用設備等」の技術上の基準と、同法21条の2に基づく「消防用機械器具等」の技術上の規格との関係 - 現行の公的認証制度相互の関係（「検定」、「自主表示」、「認定」、「鑑定」） - 公的認証制度に係る対象品目のあり方 ○ 現行の検定制度の仕組みにおいて、必要な防火安全性能は確保しつつ、製造事業者等による自主検査の導入や実質的な民間参入を図る具体的方策として、どのようなものが考えられるかな。 【資料3-3⑫】消防用機器等に係る基準・規格・認証制度の概要 ○ 消防用機器に関する国際的な規格（ISO等）との関係をどう考えるかな。 【資料3-3⑬】消防器具に係る国際規格（ISO規格）策定の概要

(2) 講習制度のあり方 ※ 「公益法人事業仕分け」（平成 22 年 5 月）において、以下の点について指摘 ・ 講習事業：「見直し」（講習料等の引き下げなどの見直しを行う：日本消防設備安全センター、日本防火協会。）	○ 講習制度全体の体系の前提となっている各種の点検制度等のあり方について、規制体系の再編・簡明化を図る中でどのように考えるか。 【資料 3－3 ⑭】 消防法に基づく各種の資格者制度と講習事業
--	---